

## 作業環境測定における管理濃度・抑制濃度の改正 (特化則、鉛則、石綿則および作業環境評価基準の改正)

平成21年3月31日付で①作業環境評価基準に係る管理濃度及び②特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則及び石綿障害予防規則に係る局所排気装置性能要件等(抑制濃度)が改正されました。

● 作業環境評価基準に係る管理濃度の改正(平成21年厚生労働省告示第195号)

物の種類	管理濃度(新)	管理濃度(旧)
土石、岩石、鉱物、金属 又は炭素の粉じん	次式により算定される値 $E = 3.0 / (1.19Q + 1)$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度(単位 $ng/m^3$ ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位 パーセント)	次式により算定される値 $E = 3.0 / 0.59Q + 1$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度(単位 $ng/m^3$ ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位 パーセント)
アクリルアミド	0.1 $ng/m^3$	0.3 $ng/m^3$
塩素化ビフェニル (別名 PCB)	0.01 $ng/m^3$	0.1 $ng/m^3$
臭化メチル	1 ppm	5 ppm
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)	Niとして 0.1 $ng/m^3$	—
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	Asとして 0.003 $ng/m^3$	—
弗化水素	0.5 ppm	2 ppm
クロロホルム	3 ppm	10 ppm
シクロヘキサノン	20 ppm	25 ppm
テトラヒドロフラン	50 ppm	200 ppm
トリクロロエチレン	10 ppm	25 ppm
トルエン	20 ppm	50 ppm
二硫化炭素	1 ppm	10 ppm

(備考)

- ニッケル化合物、砒素及びその化合物以外の11物質の管理濃度を改正する告示については、平成21年7月1日より適用となります。
- 新規に管理濃度を定めるニッケル化合物、砒素及びその化合物においては平成21年4月1日より適用されます。ただし、特定化学物質障害予防規則に基づく発散抑制措置、作業環境測定等の措置は平成22年3月31日まで猶予されます。
- 三酸化砒素は砒素及びその化合物に統合されるに伴い、三酸化砒素の管理濃度は廃止されました。

- 特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則及び石綿障害予防規則に係る局所排気装置の性能要件等(抑制濃度)の改正(平成21年厚生労働省告示第191、196、198、199号)

物の種類	抑制濃度(新)	抑制濃度(旧)
塩素化ビフェニル (別名 PCB)	0.01 mg/m <sup>3</sup>	0.5 mg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	2 ppm	45 mg/m <sup>3</sup> or 20 ppm
塩素	0.5 ppm	3 mg/m <sup>3</sup> or 1 ppm
クロム酸及びその塩	αとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>	0.1 mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	Vとして 0.03 mg/m <sup>3</sup>	粉状 0.5 mg/m <sup>3</sup> ヒューム状 0.05 mg
シアン化カリウム	αとして 3 mg/m <sup>3</sup>	5 mg/m <sup>3</sup>
シアン化水素	3 ppm	11 mg/m <sup>3</sup> or 10 ppm
シアン化ナトリウム	αとして 3 mg/m <sup>3</sup>	5 mg/m <sup>3</sup>
臭化メチル	1 ppm	60 mg/m <sup>3</sup> or 15 ppm
重クロム酸及びその塩	αとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>	0.1 mg/m <sup>3</sup>
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀除く。)	Hgとして 0.025 mg/m <sup>3</sup>	0.05 mg/m <sup>3</sup>
トリレンジイソシアネート	0.005 ppm	0.12 mg/m <sup>3</sup> or 0.02 ppm
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、 粉状の物に限る。)	Niとして 0.1 mg/m <sup>3</sup>	-
ニトログリコール	0.05 ppm	1.2 mg/m <sup>3</sup> or 0.2 ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6 mg/m <sup>3</sup>	1 mg/m <sup>3</sup>
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウム を除く。)	Asとして 0.003 mg/m <sup>3</sup>	-
弗化水素	0.5 ppm	2 mg/m <sup>3</sup> or 3 ppm
ベンゼン	1 ppm	30 mg/m <sup>3</sup> or 10 ppm
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガン除く。)	Mnとして 0.2 mg/m <sup>3</sup>	5 mg/m <sup>3</sup>
沃化メチル	2 ppm	28 mg/m <sup>3</sup> or 5 ppm
硫化水素	5 ppm	15 mg/m <sup>3</sup> or 10 ppm
硫酸ジメチル	0.1 ppm	5 mg/m <sup>3</sup> or 1 ppm
鉛及びその化合物	Pbとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>	Pbとして 0.15 mg/m <sup>3</sup>
石綿	0.15本/cm <sup>3</sup> (5μm以上の繊維として)	5本/cm <sup>3</sup> (5μm以上の繊維として)

(備考)

- 新規に抑制濃度を定めるニッケル化合物、砒素及びその化合物においては平成21年4月1日より適用されます。ただし、特定化学物質障害予防規則に基づく発散抑制措置、作業環境測定等の措置は平成22年3月31日まで猶予されます。
- ニッケル化合物、砒素及びその化合物以外の22物質の抑制濃度を改正する告示については、平成21年7月1日より適用となります。